

## 不用品を買い取ると言ったのに貴金属を買い取られた！ ～訪問買取するときには慎重に～

### 事例

数日前、リサイクル業者の女性から「不用なミシンを買取します」と電話がきた。「ミシンはある」と伝え訪問を承諾した。いざ男性担当者が訪問し家に入れると、「宝石を見るのが好きだから見せて」と言われてネックレスを数点見せた。事業者に「ネックレスは10万円で買取するが、ミシンは買取しない」と断られてネックレスだけ買い取られた。クーリング・オフしたい。  
(80代女性)



### アドバイス

- ミシンの売却を依頼しているにもかかわらず、いざ訪問すると貴金属の買い取りの勧誘を行うこと、また、査定のみ依頼したのに訪問のついでに買取を勧誘することは法律で禁止されています。
- 「不用品を買い取る」と言っても、貴金属の買取が目的の場合もあります。不要な勧誘はきっぱり断り、売るつもりのない貴金属やブランド品などを安易に見せることは避けましょう。
- 事業者が自宅を訪問するときは、一人で対応せずに家族や友人に立ち会ってもらいましょう。
- 売却したときは、業者名・住所・電話番号等を確認し、契約書を必ず受け取りましょう。事業者は法律に基づいて本人確認をするため、保険証や免許証の提示を求めてきます。
- 訪問買取は、契約書面を受取ってから8日間はクーリング・オフ（無条件で契約解除）ができるほか、期間中は、事業者への引渡しを拒むことができます。売却の約束をしても、その場で商品を引き渡す必要はありません。
- 困ったときは、消費生活センターや名寄警察署（2-0110）に相談してください。

### ●問い合わせ先

**名寄市消費生活センター** TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日